

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日休む、  
がと翌  
日の翌)

## 目次

- ◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)  
被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)  
保安林の指定予定(造林課)  
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 保母試験の合格者(児童家庭課)  
第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)

## 告 示

鳥取県告示第七百七十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	平成二年八月二十九日
彦南科医院	米子市東福原五六三―三	〃
池淵医院	境港市栄町八八	〃
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七八―四	〃
ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	〃

鳥取県告示第七百七十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規

則第十六条の規定により告示する。

平成二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	平成二年八月二十八日
彦齒科医院	米子市東福原五六三―三	〃
池淵医院	境港市米町八八	〃
山口外科医院	米子市夜見町二七六―四	〃
板倉整形脳外科 医院	八頭郡那家町大字那家五九五 ―五	平成二年七月三日
音田内科	倉吉市東町四三五	平成二年九月五日

鳥取県告示第七百七十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市広瀬字反橋谷一三一六の一、字納金山一三一七の一、一三一七の二、一三一八、一三一九、東伯郡東郷町大字方地字小谷八五一の一、八五一の三、八五二から八六三まで、八六四の一から八六四の三まで、八六五、八六六、三朝町大字笏賀字本笏賀三八三、字六良坂四一三の一、大字鎌田字押谷奥三三七、字押谷一七七の四、一一八二の二、一一八二の七から一一八二の九まで、東伯町大字笠見字大沢谷七九一の一、七九一の二、字萩野七九二の一（次の図に示す部分に限る。）、大字倉坂字瀧ノ上一二四五の一、字家ノ上一二五〇、一二五一の一、一二五一の二、字石臼谷一三一四、一三一九、字下石臼谷一三二二の一、一三二三の二、一三二四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字瀧ノ上一二四五の一・字家ノ上一二五〇・一二五一の一・一二五一の二・字下石臼谷一三二二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字家ノ上一二五の一・字下石臼谷一三二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市立見字宮ノ平ル三四一、三四四の二、三四四の三

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

平成二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月二十四日 鳥取県指令受米土維第五百四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字中間字坂ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一一一

株式会社高力

代表取締役 高力重儀

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 平成二年九月二十一日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室  
 三 議題 平成二年度市町村選挙啓発担当者研修会開催要領について

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第七十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年九月十八日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	レーザー二	株式会社まろむら遊機
	ミラクルユーフォー	株式会社タイヨー
回胴式遊技機	スーパーパーニール	株式会社オリンピア

### 公 出

平成2年8月6日から同月9日までの間に実施した保母試験の合格者は次のとおりである。

平成2年9月18日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

村 上 陽 子	上 堀 内 亜 弥	田 村 由 美
西 谷 美 真 子	岩 田 葉 子	天 野 優 香
宮 野 路 子	柴 田 由 佳 子	神 庭 裕 子
飯 塚 一 紗 子	山 下 恵 巳	牧 田 裕 子
影 井 弘 子	川 上 由 香	稻 田 恵 美
綾 田 真 理 子	山 根 由 記 子	

#### 第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成2年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を、次のとおり公表する。

平成2年9月18日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 平成2年度第1四半期内に、出店調整の処理手続が終了した案件の出店

調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合計
件数	0	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
  - 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法1」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日（以下「法3条第1項届出日」という。）から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日（以下「事前商調協終了日」という。）まで
  - 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日（以下「法5条等届出日」という。）から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 平成2年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明日以後事前説明終了日以前のもの	事前説明終了日後法3条等届出日以前のもの	法3条等届出日以後事前協終了日以前のもの	事前商調協終了日後法5条等届出日以前のもの	法5条等届出日以後のもの	合計
件数	0	1	2	0	1	4